

## 群馬大学大学院医学系研究科オートプシー・イメージングセンター規程

平成20年7月15日 制定

### (設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科に、群馬大学大学院医学系研究科オートプシー・イメージングセンター（以下「センター」という。）を置く。

### (目 的)

第2条 センターは、解剖学教育の支援、死亡時画像診断の研究、死亡時画像診断の死因究明への応用等を推進し、もって医学・医療の向上及び発展に貢献すること目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 解剖学実習献体のCT撮影に関すること。
- (2) 死亡時画像診断による死因究明に関すること。
- (3) その他CT装置を利用した研究及び検査の実施に関すること。

### (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員  
(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、研究科長をもって充て、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、研究科長が指名した教授をもって充て、センター長の業務を補佐し、センターの業務を処理する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学大学院医学系研究科オートプシー・イメージングセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病理・解剖系の教授
- (4) 内科系及び外科系の教授 各1人
- (5) 医学倫理学の教授
- (6) 附属病院画像診療部長
- (7) 附属病院放射線部技師長
- (8) センター長が指名する者 若干人

- 4 前項第4号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

6 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第7条 センター及び委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年7月15日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される副センター長、第6条第3項第4号及び第8号に規定する委員の任期は、第5条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。